

会

議

午前10時0分開会

議長（滝内久生君） おはようございます。

ただいまの出席議員は、定足数に達しております。

よって、令和4年3月下田市議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

会期の決定

議長（滝内久生君） 日程により、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日より3月18日までの16日間といたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、会期は16日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に御通知いたしました案のとおりでありますので、御承知願います。

会議録署名議員の指名

議長（滝内久生君） 次は、日程により会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、11番 進士為雄君と12番 大川敏雄君の両名を指名いたします。

諸般の報告

議長（滝内久生君） 次は、日程により、諸般の報告を申し上げます。

最初に、議長会関係について申し上げます。

2月16日、東京で開催予定の全国過疎地域連盟第146回理事会が新型コロナウイルス感染症の感染リスクを考慮し、書面による開催となり、過日、令和4年度事業計画及び予算について、全国過疎地域連盟の法人化について書面表決を行いました。

次に、昨日までに受理いたしました陳情書2件及び要望書1件についてでございます。

陳情書につきましては、長友くに氏より提出のありました「核兵器禁止条約」締約国会議にオブザーバー参加するように国会に意見書を出すことを要請する陳情、静岡県保険医協会理事長、間間元氏より提出のありました「補聴器購入補助等の改善をはじめ、難聴（児）者への支援拡充を求める」自治体意見書採択についての陳情書、要望書につきましては、まどが浜海遊公園へ複合遊具設置を望む会代表鈴木晴一郎氏、明山梓美氏、鈴木之武氏、徳島一信氏連名により提出のありました「まどが浜海遊公園への複合遊具設置等に対する要望書」以上3件の写しを議席配付してありますので、御覧ください。

次に、今定例会に市長から提出議案の送付と、説明員として出席する旨の通知がありましたので、係長をして朗読いたさせます。

庶務兼議事係長（中堀啓司君） 朗読いたします。

下総総第39号。令和4年3月3日。

下田市議会議長、滝内久生様。静岡県下田市長、松木正一郎。

令和4年3月下田市議会定例会議案の送付について。

令和4年3月3日招集の令和4年3月下田市議会定例会に提出する議案を別紙のとおり送付いたします。

付議事件。

議第4号 下田市固定資産評価審査委員会委員の選任について、議第5号 静岡州市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部を変更する規約について、議第6号 令和3年度下田市一般会計補正予算（第15号）、議第7号 令和3年度下田市介護保険特別会計補正予算（第3号）、議第8号 令和3年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）、議第9号 令和3年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第3号）、議第10号 下田市指定金融機関の指定について、議第11号 下田市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、議第12号 下田市特別職の常勤職員給与支給条例の特例に関する条例の制定について、議第13号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第14号 下田市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第15号 下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第16号 下田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第17号 下田市立老人憩の家設置管理条例を廃止する条例の制定について、議第18号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議第19

号 下田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、議第20号 令和3年度下田市水道事業会計補正予算(第2号)、議第21号 令和3年度下田市下水道事業会計補正予算(第3号)、議第22号 令和4年度下田市一般会計予算、議第23号 令和4年度下田市稲梓財産区特別会計予算、議第24号 令和4年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計予算、議第25号 令和4年度下田市公共用地取得特別会計予算、議第26号 令和4年度下田市国民健康保険事業特別会計予算、議第27号 令和4年度下田市介護保険特別会計予算、議第28号 令和4年度下田市後期高齢者医療特別会計予算、議第29号 令和4年度下田市集落排水事業特別会計予算、議第30号 令和4年度下田市水道事業会計予算、議第31号 令和4年度下田市下水道事業会計予算。

続きまして、下総第40号。令和4年3月3日。

下田市議会議長、滝内久生様。静岡県下田市長、松木正一郎。

令和4年3月下田市議会定例会説明員について。

令和4年3月3日招集の令和4年3月下田市議会定例会に説明員として下記の者を出席させるので、通知いたします。

市長 松木正一郎、副市長 曽根英明、教育長 佐々木文夫、会計管理者兼出納室長 鈴木美鈴、企画課長 鈴木浩之、総務課長 須田洋一、教育委員会学校教育課長 糸賀 浩、教育委員会生涯学習課長 平川博巳、財務課長 日吉由起美、税務課長 佐藤政年、監査委員事務局長 白井達哉、観光交流課長 佐々木雅昭、産業振興課長 長谷川忠幸、市民保健課長 井上 均、福祉事務所長 斎藤伸彦、防災安全課長 平井孝一、建設課長 高野茂章、環境対策課長 鈴木 諭、上下水道課長 土屋武義。

以上でございます。

議長(滝内久生君) 以上で諸般の報告を終わります。

議長(滝内久生君) ここで、報告の件がありますので、係長をして朗読いたさせます。

庶務兼議事係長(中堀啓司君) 朗読いたします。

発議第1号 ロシア連邦のウクライナ軍事侵攻に抗議する決議。

上記の決議を下田市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出します。

令和4年3月3日提出。

提出者、下田市議会議員、沢登英信。

賛成者、同じく下田市議会議員、佐々木清和。

同じく下田市議会議員、江田邦明。

以上でございます。

議長（滝内久生君） ただいまより議会運営委員会を第1委員会室で開催いたしますので、委員の方はお集まりください。

ここで暫時休憩します。

午前10時9分休憩

午前11時12分再開

議長（滝内久生君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

発議第1号につきまして、提出者、沢登英信議員から発議第1号 ロシア連邦のウクライナ軍事侵攻に抗議する決議、撤回請求書が提出されましたので、これを許可いたします。

ここで報告の件がありますので、係長をして朗読いたさせます。

庶務兼議事係長（中堀啓司君） 朗読いたします。

発議第2号 ロシア連邦のウクライナ軍事侵攻に抗議する決議。

上記の決議を下田市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出します。

令和4年3月3日提出。

提出者、下田市議会議員、進士為雄。

賛成者、下田市議会議員、江田邦明。

同じく中村 敦。

同じく鈴木 孝。

同じく渡邊照志。

同じく矢田部邦夫。

同じく佐々木清和。

同じく小泉孝敬。

同じく進士濱美。

同じく橋本智洋。

同じく大川敏雄。

同じく沢登英信。

以上でございます。

議長（滝内久生君） ただいまより議会運営委員会を第1委員会室で開催いたしますので、

委員の方はお集まりください。

ここで暫時休憩いたします。

午前11時13分休憩

午前11時19分再開

議長（滝内久生君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

ここで11時35分まで休憩します。

午前11時19分休憩

午前11時35分再開

議長（滝内久生君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

追加日程

議長（滝内久生君） 下田市議会会議規則第14条の規定に基づき、11番 進士為雄議員より、
発議第2号 ロシア連邦のウクライナ軍事侵攻に抗議する決議の議案提出がありました。

この際、発議第2号を日程に追加することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

お諮りいたします。

発議第2号を日程第7の次に追加し、ただいま配付いたしました議事日程のとおりとする
ことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって発議第2号は、日程第7の次に追加し、ただいま配付いたしました議事日程のとおり
することに決定いたしました。

議第4号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（滝内久生君） 次は日程により、議第4号 下田市固定資産評価審査委員会委員の選
任についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

副市長。

副市長（曽根英明君） それでは、議第4号 下田市固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の1ページをお開きください。

はじめに、本議案提出の根拠でございますが、地方税法第423条第3項の規定に基づき、固定資産評価審査委員会委員の選任について、議会の同意を求めるものでございます。

委員の要件といたしましては、同法の規定により、当該市町村の住民、市町村税の納税義務のある者、または固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから選任することとされております。

また、下田市税賦課徴収条例第78条により委員定数は3名であり、本市では地域的に偏在しないよう配慮し、旧下田・朝日地区、稲梓・稲生沢地区、白浜・浜崎地区の3地区に区割りして、各地区から1名ずつの選任を行っております。

次に、提案理由でございますが、今回、稲梓・稲生沢地区より選任されている堀谷耕太郎委員が、この3月26日で2期目の任期を満了されるため、委員の選任替えをするためでございます。

続きまして、選任したい方でございますが、下田市加増野128番地の1にお住まいの渡邊栄さんです。昭和26年11月25日生まれ、現在70歳であります。

渡邊さんは、昭和51年4月から（一部事務組合）南伊豆総合計算センター職員として長く勤務され、平成17年の南伊豆総合計算センター解散後は、下田市役所職員として勤務され、平成24年3月に退職されました。

誠実な性格のほか、思慮深く聡明な方であり、行政委員としての責務に対する御理解もでございます。

以上のことから、固定資産評価審査委員会の委員といたしまして渡邊さんが適任と考えておりますので、御同意いただけますよう、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第4号 下田市固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

議第5号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（滝内久生君） 次は、日程により、議第5号 静岡縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部を変更する規約についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（須田洋一君） それでは、議第5号 静岡縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部を変更する規約についてを御説明させていただきます。

お手数ですが、議案件名簿の2ページをお願いいたします。

議案のかがみでございます。静岡縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部を変更する規約について、地方自治法第286条第1項の規定により、静岡縣市町総合事務組合を組織する構成団体の数の減少及び同組合格約の一部を変更することについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由でございますが、構成団体である養護老人ホームとよおか管理組合が解散することに伴い、静岡縣市町総合事務組合から脱退するものとして、構成団体の数の減少及び同組合格約の一部を変更することについて、同組合の構成団体と協議するためでございます。

次の3ページを御覧ください。

静岡県市町総合事務組合同規約の一部を変更する規約でございます。変更の内容については、条例改正等説明資料にて御説明申し上げます。

お手数ですが、条例改正関係等説明資料の1ページをお願いいたします。

規約の一部を変更する規約の新旧対照表で、左側が改正前、右側が改正後、下線部分が今回の改正となっております。

別表第1及び別表第2中「、養護老人ホームとよおか管理組合」を削るものでございます。

お手数ですが、議案件名簿の2ページにお戻りください。

最後に、附則は、この規約は令和4年4月1日から施行するというものでございます。

以上、雑駁な説明ではございますが、議第5号 静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部を変更する規約についての説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（滝内久生君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

本案は、委員会に付託することを省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第5号 静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部を変更する規約については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで休憩したいと思います。午後1時まで休憩いたします。

午前11時43分休憩

午後1時0分再開

議長（滝内久生君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

議第6号～議第9号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（滝内久生君） 次は、日程により、議第6号 令和3年度下田市一般会計補正予算（第15号）、議第7号 令和3年度下田市介護保険特別会計補正予算（第3号）、議第8号 令和3年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）、議第9号 令和3年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第3号）、以上4件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

財務課長。

財務課長（日吉由起美君） それでは、議第6号 令和3年度下田市一般会計補正予算（第15号）から、議第9号 令和3年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第3号）まで一括して御説明申し上げます。

あさぎ色の補正予算書と補正予算の概要の御用意をお願いいたします。

初めに、議第6号 令和3年度下田市一般会計補正予算（第15号）について御説明申し上げます。

3月の補正予算の主な内容でございますが、年度末を控え事業の終了見込みによる歳入歳出予算の調整が主な要因でございますが、歳入においては、地方交付税の再算定による増額、地方債の変更、歳出においては、新型コロナウイルスワクチン接種事業費の増、財政調整基金及び減債基金積立金の増、併せて繰越明許費を計上するところでございます。

補正予算書の1ページをお開きください。

令和3年度下田市の一般会計補正予算（第15号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,906万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ137億2,731

万4,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるというもので、予算書の2ページから7ページに記載のとおりでございますが、内容につきましては、後ほど補正予算の概要により御説明申し上げます。

第2条は、債務負担行為の補正でございますが、第1項債務負担行為の追加は「第2表 債務負担行為補正 1追加」による。第2項債務負担行為の変更は「第2表 債務負担行為補正 2変更」によるというもので、8ページをお開きください。

債務負担行為の追加は1件で、事項は経済変動対策特別資金利子補給補助金（新型コロナウイルス対策枠）で、期間は令和3年度から令和6年度まで、限度額は、融資残高に対する利子1.4%に相当する額でございます。

これは、新型コロナウイルス感染症の収束が見込めない中での、県の経済変動対策特別資金制度が延長され、事業活動に影響を受け、資金を借り入れた方に対し、令和2年度に引き続き、利子補給を行うもので、利子補給の期間は、融資実行日から3年間を限度とするものでございます。

債務負担行為の変更は1件で、可燃ごみ収集業務委託料は、期間に変更はなく、限度額記載の事業予定額1億3,313万2,000円を6,155万2,000円に変更するものでございます。

補正予算書の1ページにお戻りいただき、第3条は、地方債の補正でございますが、地方債の変更は「第3表 地方債補正 2変更」によるというもので、補正予算書の9ページ、10ページをお開きください。

地方債の変更は11件で、今回の地方債の変更は、事業費の変更や確定による起債対象額を変更するとともに、過疎対策事業債が追加で発行可能となったもので、1件目は、津波避難施設（敷根避難路）整備事業で、限度額1,300万円を1,150万円に変更するもの、2件目は、県単道路整備事業で、限度額510万円を410万円に変更するもの、3件目は、街なみ環境整備事業で、限度額490万円を460万円に変更するもの、4件目は、市営住宅改修事業で、限度額1,650万円を1,350万円に変更するもの、5件目は、下田市統合中学校建設事業で、限度額2億9,530万円を2億8,330万円に変更するもの、6件目は、本郷公民館解体事業で、限度額3,870万円を3,060万円に変更するもの、10ページ、7件目は、過疎対策事業債で、限度額6億7,200万円を6億8,960万円に増額するもの、8件目は、過疎地域自立促進特別事業債は限度額2,150万円を1,960万円に変更するもの、9件目は、公共河川・道路橋梁施設災害復旧事

業は限度額2,670万円を1,490万円に変更するもの、10件目は、単独河川・道路橋梁施設災害復旧事業は限度額310万円を850万円に変更するもの、11件目、臨時財政対策債は限度額3億5,990万円を3億5,980万円に変更するもので、いずれも事業費の変更や確定による起債対象額を変更するものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

補正予算書の1ページにお戻りください。

第4条、繰越明許費でございますが、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は「第4表 繰越明許費」によるというもので、補正予算書の11ページをお開きください。

繰越明許費に係る事業は4件で、1件目は、2款総務費、1項総務管理費、公共交通推進事業、鉄道施設総合安全対策事業費補助金、金額は200万円、2件目は、2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳事務、住民基本台帳システム改修業務委託、金額は357万5,000円、3件目は、7款土木費、5項都市計画費、都市計画マスタープラン推進事業、旧下田町地区交通規制社会実験調査業務委託、金額は250万円、4件目は、10款災害復旧費、2項土木施設災害復旧費、公共道路橋梁施設災害復旧事業（7月1日災）、公共道路橋梁施設災害復旧工事、金額は2,000万円でございます。いずれも年度内に完了する見込みがつかないため、繰越しをさせていただくものでございます。

それでは、補正予算書の内容につきまして、補正予算の概要で御説明させていただきます。

補正予算の概要、2ページ、3ページをお開きください。

歳入でございます。

企画課関係、16款2項1目6節県費・新型コロナウイルス感染症対策地域振興臨時交付金、補正額はゼロ円で、充当事業を変更するもの、同8節県費・ふじのくにフロンティア推進エリア形成事業費補助金400万円の減額は、対象事業費の減によるもの、19款2項1目3節ふるさと応援基金繰入金1,455万円の減額は、充当事業費の減によるもの、21款5項4目19節雑入171万5,000円の増額は、市町村振興協会市町村交付金の確定によるもの。

4ページ、5ページをお開きください。

財務課関係、11款1項1目1節普通交付税2億1,295万円の増額は、国の令和3年度補正予算において、国税収入の補正等に伴い地方交付税が増額され、普通交付税において再算定が行われた結果、増額となるものでございます。

このうち、378万6,000円は調整額、1億1,054万8,000円は臨時経済対策費9,861万6,000円

は、臨時財政対策債償還基金費として令和3年度借入分の臨時財政対策債の今後の償還金に充てるため交付されるものでございます。

18款1項1目1節一般寄附金58万6,000円の増額は、2件の御寄附をいただいたもの、20款1項1目1節繰越金917万4,000円の減額は、令和2年度から繰り越した繰越明許分の繰越金を誤って計上したもの、22款1項1目1節防災対策債150万円の減額から、6ページ、7ページ、同8目2節現年発生単独災害復旧事業債540万円の増額までの合計1,670万円の減額は、先ほど地方債の補正で申し上げました、事業費の変更や確定によるものでございます。

防災安全課関係、16款2項1目4節県費・地震・津波対策等減災交付金347万2,000円の減額は、事業費の確定に伴う交付金の減、21款5項4目19節雑入10万円の減額は、消防団の備品購入の事業費確定に伴う助成金の減でございます。

8ページ、9ページをお開きください。

市民保健課関係、15款1項2目1節国庫・接種対策費負担金2,094万9,000円の増額は、新型コロナウイルスワクチン接種に対する負担金の追加、同2項1目1節国庫・社会保障・税番号制度整備事業費補助金357万5,000円は、システム改修に対する補助金、同3目1節国庫・保健衛生費補助金340万1,000円の減額は、新型コロナウイルスワクチン接種に対するもの、16款2項2目2節県費・老人福祉費補助金8万2,000円の増額は、低所得者利用者負担軽減措置に対するもの。

福祉事務所関係、15款2項2目1節国庫・社会福祉費補助金1億9,250万円の減額は、住民税非課税世帯等臨時特別給付金の給付見込みによるもの、19款2項1目6節子育て支援基金繰入金240万円の減額は、充当事業費の減に伴う同基金繰入金の減でございます。

環境対策課関係、19款1項6目1節水道事業会計繰入金3万2,000円の減額は、浄化槽設置整備事業に係る水道事業会計からの繰入金の減、21款5項4目14節同級他団体受入金16万6,000円の増額は、南伊豆地域広域ごみ処理事業に係る3町からの負担金の追加でございます。

産業振興課関係、19款2項1目8節森林環境整備促進基金繰入金691万9,000円の減額は、充当事業費の確定に伴うもの。

10ページ、11ページをお開きください。

観光交流課関係、16款2項5目2節県費・東京2020オリパラホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策交付金239万9,000円の減額及び21款5項4目19節雑入260万円の減額は、ともにホストタウン交流事業の中止に伴う交付金の減。

建設課関係、15款1項4目1節国庫・土木施設災害復旧費負担金667万円の減額は、災害復旧事業費の変更によるもの、同2項5目1節国庫・社会資本整備総合交付金402万6,000円の減額から16款2項1目2節県費・自主運行バス補助金54万9,000円の減額は、いずれも事業の確定に伴うものでございます。

12ページ、13ページをお開きください。

学校教育課関係、15款2項2目16節国庫・保育士等処遇改善臨時特例交付金140万円の増額は、民間保育所の保育士の処遇改善のため、交付金を受け入れるもの、15款2項6目1節国庫・小学校費補助金18万円の増額、同2節国庫・中学校費補助金93万4,000円の減額及び19款2項1目13節奨学振興基金繰入金10万3,000円の減額は、対象事業費の確定によるもの、21款5項4目14節同級他団体受入金118万3,000円の増額は、下田認定こども園における他町児童2名分の保育料、給食費の受入金、同19節雑入29万2,000円の減額は、交付金の確定によるものです。

14ページ、15ページをお開きください。

歳出でございます。

議会事務局関係、1款1項1目0001議会事務214万円の減額は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、実施できなかった会議等に係る旅費や負担金を減額するもの。

総務課関係、2款1項7目0142庁舎管理事業42万円の減額は入札差金、同9項1目0910電算処理総務事業198万円の減額は、委託料不用額。

企画課関係、2款1項5目0174都市交流事業311万円の減額及び同8目0249国際交流推進事業140万円の減額は、補正内容等欄記載のとおり、新型コロナウイルス感染症の拡大により、事業が実施できなかったため、減額するもの、同16目0225新庁舎等建設推進事業40万円の減額は、講師謝礼の不用額。

財務課関係、2款1項3目0140行政管理総務事務113万8,000円の減額は、会計年度任用職員人件費の不用額、同6目0210財産管理事務3万8,000円の減額は、委託料の不用額、同17目0380財政調整基金5,000万円の増額は、国の補正予算により、増額された普通交付税の一部を基金に積み立てるもの、同18目0385減災基金9,861万6,000円の増額も同様に、令和3年度の臨時財政対策債の償還金に充てるため交付された普通交付税を基金に積み立てるもの、12款1項1目予備費1億282万円の増額は、歳入歳出調整額でございます。

防災安全課関係、2款7項1目0750交通安全対策事業2万5,000円の増額は、運転経歴証明書交付手数料補助金の申請者数の増見込みのため、同8項1目0860防災対策総務事務123

万円の減額から 8 款 1 項 3 目 5867 第 2 分団 第 4 部 詰所 建設事業 560 万 6,000 円までの 4 事業費の減額は、いずれも補正内容等欄記載のとおり事業費確定による不用額、同 5870 消火栓整備事業 77 万 4,000 円の増額は、消火栓の修繕等、費用実績による増。

16 ページ、17 ページをお開きください。

市民保健課関係、2 款 3 項 1 目 0500 戸籍住民基本台帳事務 317 万 9,000 円の増額のうち、住民基本台帳システム改修業務委託 357 万 5,000 円は、転出・転入の手続をマイナンバーカードを使って、オンラインで手続するためのシステム改修委託料で、今回の国の補正予算において事業実施すべきとされたもの、3 款 2 項 6 目 1420 介護保険施設等対策事業 11 万円の増額は、社会福祉法人等による利用者負担軽減事業補助金の増、同 8 項 1 目 1950 介護保険会計繰出金 116 万 2,000 円の減額は、特別会計繰出金の減、4 款 1 項 2 目 2023 新型コロナワクチン接種事業 1,754 万 8,000 円の増額は、接種費用の増でございます。

福祉事務所関係、3 款 1 項 1 目 1012 住民税非課税世帯等臨時給付事業 1 億 9,250 万円の減額は、3 年度中の執行見込額により減額するもの、同 2 項 1 目 1203 敬老関係事業 231 万円の減額は、敬老会中止に伴い減額するもの、同 3 項 1 目 1455 子育て支援対策事業 244 万 2,000 円の減額は、子育て支援アプリ改修が不要となったため減額するもの、同 4 項 1 目 1750 生活保護総務事務 21 万 1,000 円の増額は、保護施設からの返還金に伴う国庫返還金。

環境対策課関係、4 款 2 項 1 目 2250 清掃総務事務 2 万 5,000 円の減額及び同 5 目 2381 環境衛生事業は 12 万円の増額、そのうち 3 万円の減額は入札差金、猫不妊去勢手術費補助金の増額は、対象件数の増加見込みのため、同 7 目 2405 ごみ処理施設整備事業 85 万 3,000 円の増額のうち、庁用備品 100 万円は、4 月からの一部事務組合設立準備室の業務開始に備えるため、机等の事務用品を購入するもの、同 3 項 1 目 2410 水道事業会計繰出金 41 万円の減額は、水道事業で行った配水池耐震化事業費の確定により、繰出金を精算するものでございます。

産業振興課関係、2 款 1 項 10 目 0246 移住・交流居住推進事業 10 万円の減額は、新型コロナウイルス感染症の影響により移住等の相談会を取りやめたもの、5 款 1 項 5 目 3250 基幹集落センター管理運営事業 24 万 6,000 円の減額から、ページをめくっていただきまして、18 ページ、19 ページ、6 款 1 項 2 目 4060 伊豆's ライフスタイル推進事業 600 万円の減額は、補正内容等欄記載のとおり事業費の確定等による不用額。

観光交流課関係、6 款 2 項 2 目 4250 観光まちづくり推進事業 546 万 6,000 円の減額、同 4253 世界一の海づくり事業 849 万 9,000 円の減額は、補正内容等欄記載のとおり、いずれも新型コロナウイルス感染症の影響により未実施となったもの、また事業費が減額となったもの、同

3目4350観光施設管理総務事務143万9,000円の減額は、浄化槽保守点検等業務委託の入札差金、同4目4380外ヶ岡交流館管理運営事業76万6,000円の増額は、指定管理料（リスク分担分）の追加で、新型コロナウイルス感染症の影響によるもの。

建設課関係、2款1項9目0241公共交通推進事業49万円の減額から7款5項3目5200県営街路事業負担事務613万8,000円の減額の6事業の減額は、いずれも事業費の確定・負担金の確定によるもの、同4目5250都市公園維持管理事業359万円の増額は、敷根公園指定管理料（リスク分担分）の追加で、新型コロナウイルス感染症の影響によるもの、同7項1目5600市営住宅維持管理事業550万円の減額は、事業完了による不用額、10款2項2目7363公共道路橋梁施設災害復旧事業（7月1日災）1,000万円の減額は、工事内容の変更によるもの、同4目7451単独道路橋梁施設災害復旧事業（10月1日災）75万8,000円の減額は、事業費の確定による減額でございます。

20ページ、21ページをお開きください。

学校教育課関係、3款3項4目1600民間保育所事業90万円の増額は、民間保育所に対する保育士等处遇改善臨時特例事業費補助金、同9目1749子ども・子育て支援事業30万8,000円の増額は、保育士等处遇改善の実施に係る消耗品費等、9款1項2目6010教育委員会事務局総務事務19万2,000円の増額は、時間外勤務手当、同3目6020奨学振興事業10万3,000円の減額から同3項3目6196中学校再編整備事業500万7,000円の6事業の減額は、補正内容等欄記載のとおり、事業費の確定に伴う減額でございます。

生涯学習課関係、9款5項5目6550公民館管理運営事業905万1,000円の減額から同6項2目6750吉佐美運動公園管理運営事業5万2,000円の減額は、事業費の見込みによる減額、同8項1目6900下田市民文化会館管理運営事業300万円の減額は、市民文化会館のワイヤレスマイク機器の取替えを予定したところ、コロナの影響もあり、年度内の機器の納入・工事が難しい状況となったこと、また4年度に予定している大ホールの天井改修工事に合わせて行うことが、効率的なことから減額するものです。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第6号 令和3年度下田市一般会計補正予算（第15号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第7号 令和3年度下田市介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

補正予算書の47ページをお開きください。

令和3年度下田市の介護保険特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによるもの

で、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ213万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億5,680万6,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるというもので、補正予算書の48ページから51ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、補正予算の概要により御説明申し上げます。

補正予算の概要の22ページ、23ページをお開きください。

歳入でございますが、3款2項2目1節国庫・地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）・現年度分232万5,000円の減額は、交付金の調整によるもの、同6目1節国庫・保険者機能強化推進交付金460万9,000円の追加及び同7目1節国庫・保険者努力支援交付金468万8,000円の追加はいずれも介護予防・介護給付、重症化予防のために交付されるもの、4款1項2目1節支払基金交付金・地域支援事業交付金・現年度分251万円の減額から8款1項2目1節一般会計繰入金・地域支援事業交付金繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）・現年度分116万2,000円の減額は、交付金の追加により調整するもの。

24ページ、25ページをお開きください。

歳出でございますが、7款1項1目予備費213万8,000円の増額は、歳入歳出調整額でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第7号 令和3年度下田市介護保険特別会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第8号 令和3年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

補正予算書の63ページをお開きください。

令和3年度下田市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ514万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,154万6,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるというもので、予算書の64ページから67ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、補正予算の概要により御説

明申し上げます。

補正予算の概要26ページ、27ページをお開きください。

歳入でございますが、1款1項1目1節特別徴収保険料現年度分266万5,000円の減額及び同2目1節普通徴収保険料現年度分780万7,000円の増額は、保険料の増減分でございます。

28ページ、29ページをお開きください。

歳出でございますが、2款1項1目8750後期高齢者医療広域連合納付金514万2,000円の増額は、広域連合納付金の増でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第8号 令和3年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第9号 令和3年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

補正予算書の79ページをお開きください。

令和3年度下田田市の集落排水事業特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによるもので、第1条の歳出予算の補正でございますが、第1項は、歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は「第1表 歳出予算補正」によるというもので、予算書の80ページから81ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、補正予算の概要により御説明申し上げます。

補正予算の概要30ページ、31ページをお開きください。

歳出でございますが、1款1項1目9000排水処理施設管理事業162万3,000円の減額は、入札差金、4款1項1目予備費162万3,000円の増額は、歳入歳出調整額でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第9号 令和3年度下田田市集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。

以上で、議第6号 令和3年度下田市一般会計補正予算（第15号）から議第9号 令和3年度下田田市集落排水事業特別会計補正予算（第3号）まで一括して御説明申し上げます。

御審議のほど、よろしく御願申し上げます。

議長（滝内久生君） 議第6号議案から議第9号議案までの当局の説明は終わりました。

これより各議案ごとに質疑を行います。

まず、議第6号 令和3年度下田市一般会計補正予算（第15号）に対する質疑を許します。

質疑はございますか。

10番 橋本智洋君。

10番（橋本智洋君） 1点だけ。25ページの0380財政調整基金5,000万、これちょっとごめんなさい、私も追ってなかったんですけども、12月からのその経緯と今この仮に5,000万これ可決した場合、最終今年度、財調幾らになるのか教えていただきたいと思います。

議長（滝内久生君） 財務課長。

財務課長（日吉由起美君） 本年度の9月補正で決算剰余金分とそれから予算の調整分ということで4億8,000万円積立てをさせていただいております。その後、12月補正予算の財源調整ということで4,000万円取り崩しまして、今回3月補正で5,000万円新たに追加で積立てをさせていただいております。合計で令和3年度末の現在高、基金の現在高見込みでございますけれども、10億4,400万円ほどになる予定でございます。

以上でございます。

議長（滝内久生君） ほかにございますか。

13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） 11ページのこの繰越明許でございますが、鉄道施設伊豆急のトンネルに関わる部分だろうと思いますが、これがどうして繰越しになったのかと、それから住民基本台帳と土木費のマスタープラン、いわゆる計画づくりが繰越しになったということでございますけれども、これもどういうわけかと、繰り越されるような計画は要らない計画なのかと、先延ばししてもいいような計画なのかと、こういう思いもするんですが、どういうわけで繰越明許にしたのか、お尋ねしたいと。

それから説明資料のほうの概要のほうの9ページに住民税非課税世帯と臨時特別給付金の事業が1億9,250万円ほど減額だと、これは見込みが大きく違ってたんだよと、こういうことであろうかと思いますが、実態はどうしてこういう大きな差が出たのかと、減額することになったのかと、それから当然この非課税世帯ですので生活保護者にも当然この10万円の給付がされていると思うわけですが、そうしますと生活保護のほうは新たに保護対象になるというようなことになりまして、単独ですと大体6万円ぐらいの手持ちがありますと、その6万円がなくなってから申請しなさいよと、こういう形の指導されるんじゃないかと思いますが、この10万円の給付と生活保護費との関係はどういう具合になっているのかと、それから各町村では既に交付が10万円交付されていると、自分はこの非課税というか収入がないと、しかし下田の場合は、まだ10万円あげますよと通知をいただいてないと、心配している人もあるわけですけども、できるだけ早く届けるということが必要かと思いますが、どういう形になっているのか併せてお尋ねしたいと思います。

それから概要のほうの17ページ、ごみ処理基本構想再策定支援業務委託が減額で庁用備品を100万円要求されているわけですが、100万円何に庁用備品を買うんだと、一部事務組合を発生させるためだと、広域ごみ処理のということになるかと思うんですが、この100万円どこにどういう事務所をつくってどういう施設を買おうとしているのかと、やはりそういう意味では伊豆新聞紙上においてもこの広域ごみ処理については異論があると、大きく報道がされてきて市民の反対運動も起きていると、こういう中で強硬してこの事業を進めるというのはいかがなものかと、やはりそういう市民のこの疑問にきちり答えて合意の下に事業を進めていくということが必要ではないかと思うわけです。前もって計画上こういう日程になっているからその日程でどんどん進めればいいたと、こういう論理というのはいかがなものかと、こういう具合に思うわけです。そして全体の一部事務組合をつくるというようなことであれば他町のこれに参加する町の意向はどうなのかということなくして、この100万円の予算をつけるというのは、これまた議会に対する説明不足だと、こういうことになるかと思うんですが、どのようにお考えなのか併せてお尋ねしたいと思います。

取りあえず、もう1点どっかあったけど、取りあえずどこか分かんなくなりましたので、これはまた別のとこだね。はい、一般会計のほうは、そういうところでお尋ねします。

議長（滝内久生君） 建設課長。

建設課長（高野茂章君） 繰越明許費の公共交通推進事業の鉄道施設総合安全対策事業費補助金200万円の繰越理由でございますが、これにつきましては伊豆急のトンネルの工事の補助金となりますが、令和2年度も繰越してございます。この令和2年度事業について、事業着手に遅れを生じたため、今年度につきましても事業完成が見込めないということで200万円繰越しさせていただいているところでございます。

以上です。

議長（滝内久生君） 市民保健課長。

市民保健課長（井上均君） 続きまして、繰越明許費の2番目、住民基本台帳システム改修業務委託でございます。

令和3年12月下旬に国の3年度補正予算が可決され、転入・転出関係の手続のワンストップ化に係る交付金が事業採択されました。令和4年3月に交付決定がされる見込みであることから年度内の業務完了が困難であるためでございます。

国のほうの補助金のほうにつきましても、翌年度債務、翌債というものなんですけれども、こちらの手続が行われ、実際に事業実施につきましては全国的に令和5年度からスタートと

いうふうな予定でございます。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 福祉事務所長。

福祉事務所長（斎藤伸彦君） 福祉事務所からは、非課税世帯給付金の1億9,000万円の減額について説明いたします。

非課税世帯給付金につきましては、12月16日専決で事業費として5億5,000万の予算計上させていただきました。今回、国の要綱によって、国が年度をまたいで繰り越すということになりましたので、市町につきましては、令和3年度の事業費と令和4年度の事業費を分けて改めて請求しろという対応になりました。そのため、令和3年度予算につきましては、約3,200世帯の3億5,000万円を3年度分の事業費として残して令和4年度に実施する予定の1,800世帯と急変世帯125ですが、1億9,250万円につきましては改めて令和4年度予算に予算要求するというので、今回令和4年度に支出するであろう1億9,000万については、3月補正で落とさせていただいたと、そういう経緯でございます。

あと生保者についての非課税世帯給付金の取扱いですが、現在生保者、現在の生活保護受給者につきましては、これは収入認定しないということで10万円、保護者の方には非課税世帯ですので10万円をそのまま給付するという形になるかと思えます。今後、生活保護を受給する相談中の方につきましては、10万円を消費してからまた改めて相談してくださいねという形になるかと思えます。

あと事業実施が遅れた点については、申し訳ないところでありますが、本日3月3日付で本事業の対象、非課税世帯の方に通知を送付しました。本日送付分につきましては、2,800世帯に送らせていただいて近日中に転入と住民税の未申告者がいましたので、合わせて200世帯を近日中に追加送付するという事業実施になっております。本日から受付が始まっておりますので、届いた方から申請がなされるものと承知しています。

以上です。

議長（滝内久生君） 環境対策課長。

環境対策課長（鈴木 諭君） それでは、ごみ処理施設整備事業の庁用備品の関係で御質問いただきましたので、お答えいたします。

庁用備品につきましては、購入するものとしては現状当初必要な機ですとかパソコン、それから書棚等を予定しております。一部事務組合につきましては、昨年11月にこれまでの積み重ねの担当者会議等の協議を通じまして、積み重ねてきたものを覚書という形で1市3町

で締結しております。その中で令和5年度において一部事務組合を設立するという事で合意しております。これに基づきまして、今年に入って1月に各市町に職員の派遣についての意向を確認し、2月に職員の派遣に関する協定を締結し、これに基づきまして事務手続を進めております。事務所の場所としましては、南豆衛生プラント組合の1階の会議室を予定しているところでございます。

以上です。

議長（滝内久生君） 建設課長。

建設課長（高野茂章君） 申し訳ございません。繰越明許費のマスタープラン推進事業の繰越理由でございますが、これにつきましては新型コロナウイルス感染拡大の影響から、繁忙期における来遊客のアンケート調査、データですけど十分な結果、十分な数を得ることができませんで、ちょっと分析ができなかったということで、令和3年度に繰り越したということでございます。

以上です。

議長（滝内久生君） 4年度。

建設課長（高野茂章君） 4年度に繰り越したということでございます。

議長（滝内久生君） 13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） この伊豆急のトンネルの整備は、この安全上必要な事業だと思うわけです。それが次々この2年度も3年度も繰り越したよというのは、一般論としてどうなってるんだろうという具合に思うんですけど、どうなってるんでしょうかね。やはりこの安全をきっちり確保するという事業は伊豆急さんにもきっちりやっていただくことが必要で次々繰り越していくという姿勢はいかがなものかという具合に思いますけども、どういう見解で当局はられるのかお尋ねしたいと。

それからこの9ページの住民非課税世帯への特別給付金につきましては、御報告いただいて分かりました。そうしますと、この生活保護を現に受けている人はこの10万円は収入認定しないんだと、しかし新たにこのコロナの中で大変な思いをしてこの生活保護の認定する人については、この10万円は収入として見なすんだと、こういう見解というのは、やはりおかしいんじゃないかと思うわけです。そこに既に認定されている人と今から大変で認定を受けようとしている人に違うような姿勢をとるというのは、いかがなものかと思うわけです。それはどういうわけで何を根拠にして今から申請する人については、収入認定して現生活保護者には収入認定しないという判断されるのか、もう一度その点についてお尋ねしたいと。

やはり僕の見解としては、現にコロナで生活保護を受けなきゃなんないという方についても、この10万円は収入認定しないという扱いをすべきではないかと、こういう具合の思いがあるもんですから、いかがなものかと思えます。

それから、ごみ処理の一部事務組合の件ですけど、首長さんの覚書があるからそれで進めていいんだと、そうではないんじゃないかと思うんです。議会や等々のそういう形でいいよという議決がない限り、覚書で事業を進めていいなんてことはあり得ないんじゃないかと思うんです。そして質問しなければ、この予算で質問しなければ、どこにどういう具合に事務所を開いて進んでいるんだというようなことも議会に情報を開示してないというこの姿勢はいかがなものかと思うわけです。

そうしますと、1市3町からどういう人たちが何人ここに集まってどういう仕事をしようということなのか、併せてお尋ねしたいと思えます。

誰が責任者で誰が管理してそのお金はどういう具合に、100万円だけじゃできないでしょうから、これは庁用備品を買うだけでしょうから、どんな形で考えているのか、やはりこういうことを前もってきちり議会に諮るとい姿勢が必要ではないかと思えます。その姿勢がない限り、この100万円は使わないという、あるいは予算から削るとい予備費に回していくというようなことが当局が考えるべきことではないでしょうか。そう思いますが、いかがでしょうか。

議長（滝内久生君） 建設課長。

建設課長（高野茂章君） 鉄道施設安全対策事業費の繰越理由ですが、伊豆急からうちのほうも補助金出している関係でヒアリングを行います。その中で新型コロナウイルス感染拡大で人材の確保と、ちょっと後は用地交渉ができなかったと、伺うことができなかったということ聞いて繰り越しておるところでございます。

以上です。

議長（滝内久生君） 福祉事務所長。

福祉事務所長（斎藤伸彦君） 非課税世帯給付金につきましては、基本国の要綱にのっとって事業を実施させていただいております。ただし、生活保護の御相談される方については、10万円もらったから後でねというような一律の対応はいたさないで真摯に相談を受け取るようにしたいと思います。

よろしく申し上げます。

議長（滝内久生君） 環境対策課長。

環境対策課長（鈴木 諭君） 一部事務組合の設立準備室が令和4年度に設立する予定になっておりますけれども、各市町から1名ずつの職員の派遣を受けまして準備室長については環境対策課長が兼務で就任することとしております。

それから業務につきましては、ごみ処理施設整備事業の推進に関することが主な業務となっております。

以上です。

議長（滝内久生君） ほかにございますか。

1番 江田邦明君。

1番（江田邦明君） 補正予算書の概要15ページ、14、15ページをお願いいたします。

新庁舎等建設推進事業の中で講師謝礼ということで40万円の減額がございます。過去に意見交換会等の中で有識者会議というものを当初予算計上されていたと思いますが、それについてはコロナの関係で実施されなかったということで、この講師謝礼については、どのような方が来られて、どのような講義を受けて成果としてどのようなものが上がったのかということをお聞かせいただきたいと思います。

議長（滝内久生君） 企画課長。

企画課長（鈴木浩之君） この庁舎に関係しております講師謝礼の減額につきましては、従来より有識者会議の開催が集合型の会議ができないということで御説明させていただきました。そういう中で同じタイミングで御説明もさせていただいたところでございますが、個別の委員さん、有識者として委嘱させていただいております個別の委員につきましては、それぞれ専門の分野について庁舎の検討の中で相談させていただいたケース、あるいは個別の会議、会議というか出席いただける委員に出席いただいたという中で個別の会議のほうは開催しておりまして、その会議の打合せにおいて一部謝礼の支払いのほうをしております。今年度、有識者としまして5名の委員の方、会議としてはウェブを含めて3回行ってございまして、その皆さんへの謝礼を支出させていただいております。その中で不用額と見込まれるものについて今回減額させていただくものでございます。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 1番 江田邦明君。

1番（江田邦明君） 謝礼を支払いました個別の委員の肩書というか所属だけでも分かれば教えていただきたいと思います。

議長（滝内久生君） 企画課長。

企画課長（鈴木浩之君） 今回有識者の会議の委員としまして、防災の関係で東京大学の加藤先生、建築の関係で東北大学の小野田先生、都市計画の関係で下田市の都市計画審議会の伊藤先生、3名を委嘱しております、それぞれウェブ等を通じて打合せ、助言、アドバイスをいただいているところでございます。

以上でございます。

議長（滝内久生君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第6号議案は、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

ここで2時10分まで休憩します。

午後1時53分休憩

午後2時10分再開

議長（滝内久生君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

次に、議第7号 令和3年度下田市介護保険特別会計補正予算（第3号）に対する質疑を許します。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第7号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

次に、議第8号 令和3年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第8号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

次に、議第9号 令和3年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第3号）に対する質疑を許します。

13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） 概要のほうの31ページの浄化槽保守点検業務委託が162万3,000円の減

額となっておりますが、この内容についてお尋ねしたいと思います。

議長（滝内久生君） 産業振興課長。

産業振興課長（長谷川忠幸君） 内容といたしますが、入札差金を減額するものでございます。

以上です。

議長（滝内久生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第9号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

次は日程により、発議第2号 ロシア連邦のウクライナ軍事侵攻に抗議する決議を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

11番 進士為雄君。

〔11番 進士為雄君登壇〕

11番（進士為雄君） 発議第2号 ロシア連邦のウクライナ軍事侵攻に抗議する決議。

上記の決議を下田市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出します。

令和4年3月3日提出。

提出者、下田市議会議員 進士為雄。

賛成者、下田市議会議員 江田邦明。

同じく中村 敦。

同じく鈴木 孝。

同じく渡邊照志。

同じく矢田部邦夫。

同じく佐々木清和。

同じく小泉孝敬。

同じく進士濱美。

同じく橋本智洋。

同じく大川敏雄。

同じく沢登英信。

提案理由ですが、ロシア連邦のウクライナ軍事侵攻を直ちに止めさせるため。

ロシア連邦のウクライナ軍事侵攻に抗議する決議。

プーチン大統領は、2022年2月24日、一方的に「独立承認」したウクライナの東部ドネツク、ルガンスク地域をはじめ、3方向からロシア軍を侵入させた。ウクライナ各地の軍事施設、首都キエフ、オデッサ、ハリコフへの攻撃を始め、多くの人命が奪われている。

他国の主権、領土を侵す暴挙である。国連憲章に基づく国際平和秩序そのものを武力により根底から突き崩すものである。ロシア連邦は、直ちに侵攻を止め、ロシア軍をウクライナ領土から撤退させ、軍事作戦を直ちに中止するよう強く抗議する。

下田市は徳川幕府の末期、ロシア帝国のプチャーチン提督がディアナ号1隻、乗組員488人で来航し、1855年日露和親条約を締結した地である。その縁から、当市では毎年オロシャ祭を開催し、両国の子どもたちの友好と交流をはかっている。

下田市民は、古くより友好と交流を深めてきたロシア国民に向けて、ロシア連邦とウクライナの平和を強く望むとともに、下田市議会は2009年12月11日の平和都市宣言に基づき、全世界におけるいかなる戦争にも反対する。

以上、決議する。

令和4年3月3日。

ロシア連邦大統領 ウラジーミル・プーチン殿。

静岡県下田市議会。

議長（滝内久生君） 提出者の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 質疑はないものと認めます。

お疲れさまでした。提出者は自席へお戻りください。

お諮りいたします。

本案は、委員会に付託することを省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、発議第2号 ロシア連邦のウクライナ軍事侵攻に抗議する決議は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議長（滝内久生君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

明日4日は、それぞれの常任委員会審査をお願いし、5日及び6日は休会とし、7日午前10時より本会議を開催いたしますので、御参集のほどよろしくお願い申し上げます。

お疲れさまでした。

午後2時17分散会